

## 第6章 計画の実現に向けて



## 第6章 計画の実現に向けて

本計画を計画的かつ効率的に進めていき、みどりの目標を、目標年次までに達成していくため、以下のような取組を行っていきます。

### 区、区民、事業者のパートナーとしての協働

計画を推進するためには、区・区民・事業者が、パートナーとして本計画の目指すべき姿や考え方などを共有し、それぞれの立場で計画の実現に向けて主体的に行動し、連携していくことが必要です。

#### 1 区の役割

区は、花と緑の施策を進めるための体制を充実させるとともに、公園や公共施設の緑化などに必要な整備費や維持管理費の確保に努め、計画の推進役としての役割を担っていきます。また、3者の協働による推進のための先導役として、区民や事業者の活動を促す環境づくりや自主的な活動への支援等も積極的に行っていきます。

#### 2 区民の役割

区民は、身近な花や緑の恩恵を受ける立場であるとともに、これらをつくり育てる主体でもあります。自分の身の回りのみどりに目を向け、大切さや魅力に気づき、積極的に様々な活動にかかわっていくことが必要です。

##### [ 具体的な活動 ]

公園等の新設・改修の計画づくりや運営管理へ参加する。

保護樹木・樹林・生垣などの貴重なみどりを守る。

建築行為を行うときは、緑化基準に基づく敷地の緑化を行う。また、玄関先や接道部、屋上、壁面など、身の回りの様々な空間に花や緑を取り入れる工夫をする。

日常生活レベルの花と名所づくりにかかわる。

街なか花壇、グリーンサポーター等の緑花活動に参加する。

#### 3 事業者の役割

事業者は、地域社会の一員としてみどりへの関心を高め、企業の責務の一つとして地域に貢献できるみどりづくりの活動に参画することが求められています。

##### [ 具体的な活動 ]

緑化基準に基づく敷地の緑化を行うことに加え、接道部や屋上、壁面、駐車場などを活用した緑化空間の創出に取り組む。

事業者の敷地の開放や資材・人材や経費等の提供などにより、花と緑の名所づくりや区民の緑花活動の支援を行う。

街なか花壇に参加するなど、緑花活動にかかわる。

大規模な開発では、法令や要綱に基づく提供公園・公開広場の整備、敷地の開放などによりみどりのオープンスペースの確保に努める。

## 推進計画の策定

計画の将来像である「花と緑を通して幸せを実感できるまち」の実現に向け、基本方針に沿った施策を具体的に進めていくため、施策毎に具体的なプランや取り組む事業を明らかにした推進計画として、「荒川区花と緑の推進計画」を策定します。

### 1 区・区民・事業者等の役割分担・連携

区・区民・事業者のそれぞれが率先して行う事業、3者がパートナーとして協働・連携して行う事業、国や東京都に要請していく事業等を明らかにし、計画達成の姿を共有しながら進めていきます。

また、区の範囲を超えて広がるみどりについては、必要に応じて隣接区との連携を図りながら施策を推進します。

### 2 実施スケジュールの検討

本計画における50の施策を総合的・計画的に進めていくため、施策ごとの優先度を検討して実施時期（短期、中・長期）を設定し、戦略的に施策を展開していきます。

### 3 事業の目標・内容等の設定

実施スケジュールを踏まえて、各施策に応じた事業の目標や事業内容等を定めます。計画期間は3年（短期）とします。

## 進行管理

推進計画に基づき各施策・事業を実施します。進行管理に当たっては、PDCAサイクル（Plan（計画）Do（実行）Check（点検・評価）Action（見直し））の手法を用いて、（仮称）花と緑の推進委員会による継続的な施策・事業等の点検や評価を行い、実施方策等を改善していきます。

また、社会情勢や経済情勢の著しい変化、上位計画の見直し、その他の事情により、本計画がその時代にそぐわない状況が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直し（おおむね10年ごと）を行うこととします。

## 庁内の推進体制

本計画に示された施策には、庁内各課が所管する計画や施設、事業に関連するものが数多くあります。このため、「荒川区花と緑の推進計画」と併せて、庁内関係各課による横断的な進行管理体制の構築を検討し、密接な情報交換や連絡・調整を図り、施策の効果的・効率的な展開を図ります。

